主文

原判決中控訴人関係部分を次のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し金七五万円及び内金四七万円に対する昭和三一年一二月一日より、内金二八万円に対する昭和三二年七月一一日より各完済まで年 六分の割合による金員を支払わなければならない。

被控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

## 事

控訴代理人は「原判決中控訴人関係部分を取消す、被控訴人の請求を棄却する、 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人 は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並に証拠の関係は、被控訴代理人において、民法上の 債務引受に関する従前の主張は撤回する。訴外有限会社米安商店が控訴会社に営業 譲渡したのは控訴会社設立の日である昭和三一年一一月二七日か、さもなくば同年 二月一五日である。右営業譲渡の効果として(一)商法第二六条により営業譲渡 人たる訴外会社の営業上の債務である本件手形債務につき、控訴会社もまた支払責 任がある。すなわち「有限会社米安商店」と「合資会社新米安商店「とは極めて類 似する商号であり、この場合は商号の続用あるものと認むべきである。 (二)仮り にそうでないとしても、商法第二八条により控訴会社は本件債務の支払責任があ る。すなわち訴外有限会社米安商店は主要食糧の小売販売を主たる営業としたもの であるが、昭和三一年一二月一五日附をもつて控訴会社との間に契約書(甲第六号証)を作成し、控訴会社は訴外会社からその営業上の施設等を譲受け、且つ訴外会 社の一切の債権債務を承継する旨を記載しこれを一般に公表したものである。右は食糧管理法施行規則第二二条の二第二項第三号、同条第三項、第二三条に依拠した ものであり右債務承継に関する書面は福岡県知事に提出され、知事の決裁を経て県 公報に掲載され、なお門司市役所にも公表のため備付けられ、且つ市公報にも掲載 されている。これは商法第二八条の広告に該当すること勿論である。(三)仮りに 以上の主張が理由ないとすれば、訴外有限会社米安商店と控訴会社との間に、昭和三一年一二月一五日控訴会社の一切の債務を引受ける旨の契約をしたのであるが、右は訴外会社の全債権者を受益者とする第三者のためにする契約であるから、被控 訴人は本訴(昭和三五年三月九日の白頭弁論)において控訴会社に対し受益の意思 表示をする。よつて被控訴人は控訴人に対し直接本件手形金の請求権を取得したも のであると述べ控訴代理人において、右営業譲渡、商号続用、債務引受の広告、 三者のためにする契約に関する被控訴人の主張事実は全部否認する。本件手形はい ずれも訴外有限会社米安商店が訴外合資会社三益煉炭製造所から煉炭を買受ける契 約をし、その代金の前渡金支払のため振出されたものであるが、その後三益煉炭製 造所は営業不振に陥り現品納入ができなくなつたため、昭和三一年一一月一五日右棟炭売買は当事者間において合意解除された。そこで本件各手形振出の原因関係に おいては、訴外有限会社米安商店は何らの支払責任も負担しないのである。そして 本件手形中昭和三一年一〇月二五日振出、金額一三万円の手形は期限後裏書により 被控訴人が取得したものであるから、振出人たる訴外会社は右人的抗弁をもつて被 控訴人に対抗し得るものである。但し右手形の第一裏書の被裏書人たる訴外Aが手 形取得当時右人的抗弁につき悪意であつたことは主張しないと述べ、新証拠として 控訴代理人は乙第一号証、第二乃至第六号証の各一、二、第七号証を提出し、当審 証人B、同Cの各証言並に当審における控訴会社代表者本人尋問の結果を援用し、 被控訴代理人は乙第二号証の一、二及び第七号証の各成立を認め、その余の乙号各 証は不知と答えた外、原判決の事実の記載と同一であるからこれを引用する。

## 理 由

訴外有限会社米安商店は訴外合資会社三益煉炭製造所を受取人とする左記五通の約束手形を振出し、右受取人会社は内(一)(二)(四)(五)の各手形を各満期前に被控訴会社に裏書譲渡し、(三)の手形を満期前に訴外Aに裏書譲渡し、同訴外人は右手形を満期後である昭和三一年一二月五日被控訴会社に裏書譲渡したことは当事者間に争がない。

## <記載内容は末尾1添付>

各成立に争のない甲第一、第二、第四号証によれば、右(一)(二)(三)の手形はいずれも当時の所持人により支払呈示期間内に支払場所に呈示されたが、その支払を拒絶されたことを認めることができる。しかし(四)(五)の手形はいずれも支払呈示期間内に支払のための呈示がなされたことを認むべき証拠はない。

そうであるとすれば、訴外有限会社米安商店か負担した本件手形債務(他に特段の事情の認められない本件においては同会社の営業上の債務と認めなければならない)については、その営業譲受人である控訴会社もまた支払責任あるものとなさなければならない。

控訴人は前記(三)の手形につき、被控訴人に対する裏書が期限後裏書であることを理由に、手形の原因関係に基く人的抗弁を主張するけれども、同手形の第一次の被裏書人(満期前裏書)である訴外Aの悪意の点については、何らの主張立証もしないから、右抗弁はそれ自体理由がないものといわなければならない。

以上により被控訴人の本訴請求は、爾余の争点に対する判断を待たず、本件手形金合計七五万円及び前記(一)(三)の手形金合計四七万円に対する各手形の満期後である昭和三一年一二月一日以降、同(四)(五)の手形金合計二八万円に対する本件訴状送達の翌日であること記録上明らかな昭和三二年七月一一日以降各完済まで年六分の法定利息の支払を求める限度において正当として認容し、その余は失当として棄却すべく、右と異なる原判決を変更することとし、民事訴訟法第三八六条第九六条第九二条に従い主文のとおり判決する。

(裁判長判事 竹下利之右衛門 判事 小西信三 判事 岩永金次郎)